

二〇一七年度公開講座

憶良の後ろ姿

—— 筑前国志賀白水郎歌左注考 ——

廣 岡 義 隆

○キーワード＝筑前国府下僚・左注形式・先名後姓・述志・萬葉集卷第十六

この度、京都女子大学の春季公開講座を光栄にも担当させて頂くことが出来ました。学生さんと市民の皆様方を前にしての話なので、わかりやすく話したつもりです。その時の内容を文字として記し留めておきたいと申し出たところ、京都女子大学国文学会の御裁可を賜り、ここに論考として提示するものです。

山上億良作と考えられる「筑前國志賀白水郎歌十首」が『萬葉集』卷第十六に載る。まずはその該当歌群を掲げる。

筑前國志賀白水郎歌十首

王之 不遣尔 情進尔 行之荒雄良 奥尔袖振 (16・三八六〇)

荒雄良乎 将来可不来可等 飯盛而 門尔出立 雖待来不座 (16・三八六一)

志賀乃山 痛勿伐 荒雄良我 余須可乃山跡 見管将思 (16・三八六二)

荒雄良我 去尔之日從 志賀乃安麻乃 大浦田沼者 不樂有哉 (16・三八六三)

官許曾 指弓毛遣米 情出尔 行之荒雄良 波尔袖振 (16・三八六四)

荒雄良者 妻子之産業乎波 不念呂 年之八歳乎 待騰来不座 (16・三八六五)

奥鳥 鴨云舩之 還来者 也良乃埼守 早告許曾 (16・三八六六)

奥鳥 鴨云舟者 也良乃埼 多未弓榜来跡 所聞許奴可聞 (16・三八六七)

奥去哉 赤羅小舩尔 裏遣者 若人見而 解披見鴨 (16・三八六八)

大舶尔 小舩引副 可豆久登毛 志賀乃荒雄尔 潜将相八方 (16・三八六九)

右に神龜年中、大宰府差筑前國宗像郡之百姓宗形部津麻呂、宛對馬送粮舶舵師也。于時津麻呂、詣於淳屋郡志賀村白水郎荒雄之許、語曰、「僕有小事、若疑不許歟」。荒雄答曰、「走雖異郡、同舩日久、志篤兄弟。在於殉死、豈復辭哉」。津麻呂曰、「府官差僕、宛對馬送粮舶舵師。容齒衰老、不堪海路。故来祇候。願垂相替」矣。於是荒雄、許諾遂從彼事。自肥前國松浦縣美祢良久埼

發^レ舶、直射^二對馬^一渡^レ海。登時、忽天暗冥、暴風交^レ雨、竟無^二順風^一、沈^二沒海中^一焉。因、斯妻子等、不^レ勝^二殯慕^一、裁^二作此歌^一。

或云、筑前國守山上憶良臣、悲^二感妻子之傷^一、述^レ志而作^二此歌^一。

右の「筑前國志賀の白水郎の歌、十首」はよく知られた作品であり、その論考はまことに多い。しかし、論考の多くは歌の十首に、中でもその配列順と作品構成に集中する。

以下、十首の倭歌については必要な場合に言及するにとどめ、左注を中心に見てゆく。中でも最後の一行に焦点を絞って考える。これにより、まず、左注の読みを示す。

I 右は神龜年中に、大宰府、筑前国宗像郡の百姓、宗形部津麻呂を差して、對馬に送粮船の柁師に宛てき。

II 時に津麻呂、滓屋郡志賀村なる白水郎荒雄の許に詣きて、語りて曰はく、「僕に小けき事有り、若疑許さじか」といふ。荒雄答へて曰はく、「走、郡を異にしてあれど、船を同にして日久しく、志は兄弟より篤し。殉死在

りとも、豈復辞びめや」といふ。津麻呂曰はく、「府の官、僕を差して、對馬に送粮船の柁師に宛てつ。容も

齒も衰老へて、海路に堪へじ。故に來り祇候ひつ。願くは相替り垂へ」といふ。

III 是に荒雄、許諾ひて遂に彼の事に従ひき。肥前国松浦県的美祢良久崎より発船し、直に對馬を射して海を

渡りき。登時、忽ちに天暗冥く、暴る風は雨を交へ、竟に順風無く、海中に沈み没りにき。

IV 因りて、斯に妻子等、殯慕に勝へず、此の歌を裁作りき。

V 或いは云はく、筑前国守山上憶良臣、妻子の傷に悲感みて、志を述べて此の歌を作るといふ。

右でI〜Vと分けたのは、渡瀬昌忠氏が「左注の構造」において、Vは別にして、

- (1) 「時、公的事実」
- (2) 「私的狀況」
- (3) 「決定的事態」
- (4) 「歌う」

としたのに拠る。ただし、渡瀬昌忠氏がこの四段構成について「土着の語りのパターン」と、事例を挙げて主張するが、それを肯うものではなく、むしろ文筆作品そのものであると見る。また、Ⅱを「会話部」として、情況を生き生きと描き上げている箇所であると位置付ける。

二 左注の吟味

Ⅰの「對馬送粮船」については、武田祐吉氏『萬葉集全註釋』（一九五〇年八月）が、『延喜式』主税式上の

凡筑前、筑後、肥前、肥後、豊前、豊後等國、毎_レ年穀二千石漕送對馬嶋、以充嶋司及防人等粮。…下略…。

（凡、筑前・筑後・肥前・肥後・豊前・豊後等の國は、年毎に穀二千石を對馬島に漕ぎ送り、以ちて島の司また防人等の粮に充つべし。…。）

を挙げ、また『延喜式』雜式の

凡運漕對馬嶋粮者、毎_レ國作番以_レ次運送。

（凡、對馬島に粮を運び漕ぐは、國毎に番を作り次を以ちて運び送るべし。）

『延喜式』卷第五十（雜式37「運漕對馬粮」条）

を指摘して、輪番制による筑前国の担当を指摘した。林田正男氏は、三前三後の六国による六年輪番制を基に、「神亀年中」の年次について、對馬への防人の設置年から推考して「神亀元年十二月」と推定した。一連十首中の三八六五番歌には、

荒雄らは妻子の産業をば念はずる年の八歳を待てど来座さず

（16・三八六五）

とある。数詞「八」は少くない数値を表現する時に用いられるが、右の歌では「年の八歳」とある。「年」を強調し

たこの表現は観念的数値としての「八」ではなく、実数としての「八」の念押しとしての表現であると理解する。即ち、筑前国志賀の白水郎荒雄の海難は、当歌の詠作時よりも八年前のことであったと見る。この表現によつて、妻子たちは足掛け八年の間、夫の帰りを待つていたことが判明する。山上憶良は神龜三年（七二〇）頃に筑前国に赴任し、天平四年（七三三）頃に離任帰京する（在任期間は足掛け七年）。海難事故は、諸氏が指摘する通り、憶良赴任以前のことになる。また、西海道北部六国による六年輪番制が憶良当時から存在したかどうかは明確でないが、少なくともⅠには「大宰府差」とあり、Ⅱにも「津麻呂曰、府官差僕……」と記されていて、筑前国ではなく大宰府の所管事項としてあつたことが明記される。こういう次第で、筑前国守である山上憶良に直接に関わる内容ではなかつた。

Ⅱには、宗像郡に住む宗形部津麻呂が湊屋郡志賀村の白水郎（海人）である荒雄に交替を依頼する顛末がリアルに表現されている。宗形部津麻呂は陸路でなく海路で志賀島の荒雄の所へ赴いたに違いないが、陸路であれば宗像郡と志賀島間は片道三五キロ、船も隔たる。船人仲間においては郡を異にしても、このような交流があつたことが判明する。また津麻呂の言として、「谷齒衰老、不堪海路」とある。ここには、役所は文書行政を主とし、個々の人物の実態を把握していなかつたという実情に関するプロテストがある。類似した事例として、下野国の防人歌に、

布多富我美 阿志氣比等奈里 阿多由麻比 和我湊流等伎余 佐伎母里余佐湊

（ふたほがみ悪しけ人なりあた病我がする時に防人に差す）（20・四三八二、下野国那須郡防人、上丁、大伴部廣成）
という著名な一首がある。第一句の「ふたほがみ」は難解で諸説があり明解が得られないが、第三・四句から当人の病氣という実情を顧慮することなく防人に指名されたことがこの歌から明らかになる（巻第二十に載る防人歌を憶良は知る由ではないが）。管理された名簿による一律的な指名という行政の実態について、憶良は胸を痛めたに違いない。

Ⅲの「肥前國松浦縣美祿良久埼」より「発船」という寄港地は回り道のようにあるが、これが当時の海流を念頭に

しての航路であろうと考えられる。瀬戸内海航路においても内海の中央部を直進することは無い。浦伝い岬伝いに縫うように船を進めた。これが難破しない最善の方法であった。⁽⁷⁾かくして難波から筑紫まで片道約一ヶ月を要することとなる。対馬へ渡るには内海とは異なり外洋に漕ぎ出さなければならない。ことに玄界灘は遭難が多いことで知られていた。「美祢良久埼」(長崎県五島市三井栗町)は、遣唐使が発船することで知られる所⁽⁸⁾で、海流に乗って一気に対馬へ渡ることになる。⁽⁹⁾但し、ここの「美祢良久埼」ということは、或いは左注筆記者の誤認に基づく記述かも知れない。又、或いは肥前国からの年穀受納という業務上の事由が存したものかも知れない。

IVには「因、斯妻子等、不勝懷慕、裁作此歌」とある。これは、あくまでも憶良の仮構^{ボク}である。形の上で荒雄の「妻子等」が歌を作ったこととする。詠歌は貴族の文芸である。防人歌も防人中の都文化を摂取した教養人の作としてある。東歌も同様である。⁽¹⁰⁾志賀島の海人の妻や子が歌を作ることは無く、この十首は憶良の作と見てよい。それを形の上でこのように位置付けるのは、自己の「作品」とするのではなく、まさに「妻子等」に与えたものとしてあり、その時点で憶良個人からは離れたものとしてあつたことを意味しよう。「代作」の中に己は存在しない。この観点で、現代における理解と当時の理解との違いであろう。

三 付加一行の意味するところ

Vには、

或云、筑前國守山上憶良臣、悲感妻子之傷、述志而作此歌。

とある。「或云」は別伝を断る編集上の文言としてある。これが「或本」「或書」とあれば紛うことなく異本注記としてあるが、「或云」の場合、柿本人麻呂作歌における原案付記の場合がある(1・2九など)。巻第一の三四番歌題詞下

注記や巻第一の七四番歌左注の場合は異伝注記である。ここは、IVの仮構代作という展開を踏まえ、その記述を確認の上で、その実相を披瀝する文として機能させる工夫の一文としてある。

ここで留意しなければならないのは、「山上憶良臣」という「先名後姓」の敬称法が存在することである。これを最初に指摘したのは土屋文明氏¹¹⁾であり、

後註中或云以下は憶良の名を記すに山上憶良臣と敬稱を用ゐて居るから自記でないことは明かであるが、此の部分と其の前の部分は語調が違つて居て別筆なことが推定出来る。

とある。同様の指摘を同氏『萬葉集私注』(一九五五年六月)の「作意」の条でも言及する。

以後の注解書を見ると、武田祐吉氏『萬葉集全註釋』(一九五七年四月)では『私注』の言及を顧慮したものであろう、「この或云に山上の憶良の臣と書いたのは、敬意を表したので、ほかの人の文であるかも知れない」とする。続く澤瀉久孝氏『萬葉集注釋』(一九六六年六月)も「ここに姓の臣を山上臣憶良としないで憶良臣と書いてゐる事は敬意を表したもので、憶良自身が書いたものでなく第三者が記録したものである事を示してゐる」とある。日本古典文学全集本『萬葉集』(一九七五年一〇月)は「これは憶良を尊敬することの篤い家持などの記録に成ることを証明するのではないか」とし、新潮日本古典集成本『萬葉集』(一九八二年一月)はわずかに「敬意を示す書式」と触れ、完訳日本の古典本『萬葉集』(一九八六年一〇月)は「この時從五位下であつた憶良に対して氏名姓の敬称法を用いるのは四位の官人並みの署名法」とする。新編日本古典文学全集本『萬葉集』(一九九六年八月)は「敬称法」が用いられていることを記すにとどまる。伊藤博氏『萬葉集私注』(一九九八年一月)は、「この敬称法は「公式」には五位にはいかなる場合にも用いないことになっているが(公式倉)、『万葉集』では五位の人にも用いている」(五六六頁)とする。多田一臣氏『萬葉集全解』(二〇一〇

年一月)も「敬意ある書式」と指摘する。阿蘇瑞枝氏『萬葉集全歌講義』(二〇二二年七月)には、「公の規定では、四位以下の者は、氏姓名の順に書くことになっているが、万葉集では、時に四位五位の者でも氏名姓となっているものがある。筆者のその人に対する尊敬の念の表れと解せられる。」とある。

この「先名後姓」の敬称法については、「公式令」に規定がある。

凡、授位任官之日、喚辭。三位以上、先名後姓。四位以下、先姓後名。以外、三位以上、直稱_レ姓(若右大臣以上、稱_レ官名)。四位、先名後姓。五位、先姓後名。六位以下、去_レ姓稱_レ名。…下略…。

(凡、位を授け官に任くる日に、喚ぶ辭。三位以上は、先名後姓とす。四位以下は、先姓後名とす。以外の上には、三位以上は、直に姓を稱へ(若し右大臣以上にあらば、官名を稱へ)。四位は、先名後姓とす。五位は、先姓後名とす。六位以下は、姓を去り名を稱へ。……)

(養老令「公式令」68「授位任官」条)

前半部は天皇の面前においての呼称法であり、一般には「以外」とある後半部での呼称になる。しかし、『続日本紀』には、

太政官處分、唱考之日、三位稱_レ卿、四位稱_レ姓、五位先名後姓。自今去、永為_二恒例_一。

(太政官處分にいふ、「考を唱ふる日には、三位は卿と稱ひ、四位は姓を稱ひ、五位は先名後姓とす。今より去、永く恒の例と為む」といへり。)

(『続日本紀』養老五年冬十月癸未条)

とある。これは太政官が「考」(考課)の「考」で勤務評定)において、人名を読み上げる際の呼称法を提示したものである。「四位称姓」は名を呼ばず姓で止める意である。ここに、「五位先名後姓」とある。こうした事例があり、儀式以外の場における五位の上司への呼称として、「先名後姓」の敬称は広く一般に存在したことと見て良い。なお山上憶良は、和銅七年(七二四)正月甲子(五日)に正六位下より従五位下に昇叙し(『続日本紀』)、以後、当歌事例における筑

前守時代を含めて、その卒時までこの従五位下である。

以上、Vの「先名後姓」をめぐる確認した。この左注「或云」条の敬称について言及する注解書においても、その訳文においては、現代語に全く反映されていない。私は「口訳付山上憶良全歌集」を担当した時、「山上憶良様」と訳した。「筑前国守山上憶良臣」は筑前国における憶良の下僚、腹心の部下からの心の底からの敬意の表れとしてあるものである。

四 志賀島での遺族と憶良とその下僚と

後の天平五年（七三三）作の「沈痾自哀文」によると、

…上略…初沈痾已来、年月稍多〔謂經二十餘年也〕。是時年七十有四。鬢髮斑白、筋力疋羸。不_レ但年老、復加_レ斯病。諺曰「痛瘡灌_レ塩」、「短材截_レ端」、此之謂也。四支不_レ動、百節皆疼、身體太重、猶_レ負_レ鈞石」。…中略…懸_レ布欲_レ立、如_レ折_レ翼之鳥。倚_レ杖且_レ步、比_レ跛_レ足之驢」。…下略…

(…初め痾に沈みしより已来、年月稍に多し〔十余りの年を経るを謂ふ〕。是の時、年七十有四なり。鬢髮は斑白け、筋力も疋羸くあり。但に年老いてあるのみにあらず、復斯の病を加へてあり。諺に曰はく、「痛き瘡に塩を灌く」といひ、「短き材、端を截る」といふは、此の謂なり。四支は動かさず、百節は皆疼き、身體太重きこと、鈞石を負へるが猶し。…布に懸りて立た欲とするに、翼を折りし鳥の如し。杖に倚りて歩ま且とするに、足を跛ぐ驢の比し。…。)

〔萬葉集〕卷第五「沈痾自哀文」冒頭に近い箇所

とある。リウマチかと推定されるが、病名はさておき、憶良の十数年に亙る宿痾ということは、筑前国赴任以前からの闘病生活になる。こうした中での国守巡行であり、巡行自体が大変なことであった。病は無くても、一人でのフラ

りと遊ぶ旅とは異なつて、当然のこととして下僚が随伴した。憶良の場合、立ち居自体が大変なことであり、馬に乗つたか輿によつたかは分らないが、下僚が身边に寄り添つて随行したに違いない。

国守巡行は「戸令」に規定される。

凡^ニ國守、毎^ニ年一巡^ニ行屬郡、觀^ニ風俗一問^ニ百年、錄^ニ囚徒^一理^ニ冤枉^一、詳^ニ察^ニ政刑得失^一、知^ニ百姓所^一患苦^一。敦^ニ諭^ニ五教^一、勸^ニ務農功^一。部内有^下好學、篤道、孝悌、忠信、清白、異行、發^ニ聞於鄉閭^一者^上、舉^ニ而進之^一。有^下不孝悌、悖禮、亂常、不^レ率^ニ法令^一者^上、糺^ニ而繩之^一。…下略…。

(凡、国守は、年毎に一たび属郡を巡り行き、風俗を觀^み百年を問ひ、囚徒を録し冤枉を理め、詳かに政刑の得失を察、百姓の患へ苦しむを知るべし。敦く五教を諭し、農功を勸め務めしむべし。部内に好學・篤道・孝悌・忠信・清白・異行にして、郷閭に発はれ聞ゆる者有らば、挙げて進むべし。不孝悌・悖禮・亂常にして、法令に率はずある者有らば、糺めて繩ふべし。…。)

(養老令「戸令」33「国守巡行」条)

巡行規定の前半部のみを掲出し、後半を略したが、その規定次第によると、国守巡行は、儒教道徳に拠りつつも、国守としての理念に基づいた国の根幹を形成するものとしてある。この「国守巡行」条により、憶良は職務に忠実に限なく回り、民情を視察したのである。このことは大伴旅人の「遊於松浦河序」とその詠歌(5・八五三〜八六三)という意欲的な創作を受けた返歌の前文書簡に、

憶良誠惶、頓首謹啓。憶良聞。「方岳諸侯、都督刺史、並依^ニ典法^一、巡^ニ行部下^一、察^ニ其風俗^一」。…下略…。

(憶良誠惶し、頓首して謹み啓す。憶良聞く。「方岳の諸侯と都督の刺史は、並びに典法に依りて、部下を巡行り、其の風俗を察る」ときく。…。)

(三首歌5・八六八〜八七〇前文書簡)

と記し、「天平二年七月十一日、筑前國司山上憶良謹上。」と結んでいることから明らかである。巻第五に載る「嘉

摩三部作」中の第一作「令反或情歌一首并序」(5・八〇〇〜八〇一)は、そうした民情視察の一端を明らかにする。

『萬葉集』巻第五に載る山上憶良作品を見ると、その人間愛に引き込まれてゆく魅力がある。しかしながら、仮に今、横に憶良という実人物が居ると想定すると、その気性に随分気難しい面があつて、対応に苦慮することが多々あるのではないかと、作品の行間から伝わって来るものがある。⁽¹⁵⁾しかし、そうしたことを乗り越えて、当時、憶良に私淑する筑前国の官人がいたと見られる。その下僚が巡行に随伴し、憶良の一々の世話をしていた様が想定されるのである。

この左注からは、山上憶良が志賀島を巡行視察した際に、故荒雄一家の母子家庭(と言っても核家族ではなく、大家族と想定されるが)の経緯と有様を聞き出した様子がまずは見て取れる。一家の場所は「大浦」近くであると次の歌から推定される。

荒雄らが去きにし日より志賀のあまの大浦田沼は不楽くも有るか

(16・三八六三)

大浦の地は志賀島の北端になる。島の南端の「海の中道」からの道程は約五キロになる。馬であれ輿であれ、近い所では無い。故荒雄一家に関する事前の情報をもとに、足を延ばしたものと見られる。ただ、故荒雄宅では海難に關わる委細聴取という形式的なものではなかったと考えられる。と言うのは歌に、

王の遣はさなくに情進に行きし荒雄ら輿に袖振る

(16・三八六〇)

と、「荒雄良」(荒雄ら)とあるからである。この「荒雄ら」の「ら」について、諸注諸論は、親しみをこめた表現としてのものであり、複数ではないとする。ただ、松岡静雄氏は、

舟出したのは荒雄一人ではないから、複数表示と見る方がよい。

(16・三八六〇番歌条、二四二頁)

と言及し、渡瀬昌忠氏は、⁽¹⁷⁾右の松岡氏の言及を引きつつ、

…前略…荒雄が船頭をつとめる船にも数名(十人以上)の水手(白水郎)が乗り組んでいたことになる。船出して帰

選しないのが荒雄一人でないことは、人々にはよくわかっていたのであり、船頭荒雄に随伴して乗り組んでいた白水郎たちの存在をも暗示するのが「荒雄ら」の一語ではなかったか。

と指摘する。通行本の歌順で、第一首(16・三八六〇)から第六首(16・三八六五)までは各歌に「荒雄ら」(荒雄良)と出、末尾の第十首(16・三八六九)には「志賀の荒雄」と出ることが私には気になると共に、右に示した「大浦田沼」の第四首(16・三八六三)における「不^{さぶし}楽」の表現も気になるのである。即ち「不^{さぶし}楽」とは、荒雄がいなくなつて農作業が寂しいというのではなく、その農作業の場に複数名が欠けていて、以前は賑やかであつた農作業が火が消えたようになり、老人・妻・子供による淋しい作業になつていゝという情景描写と読み取れるのである。船頭交替ということとは、宗形部津麻呂の船に荒雄が乗り込むということではないと見られる。船頭の号令が徹底するのは日頃親しんだ水手仲間であり、船は集団で成り立っている。よつて遭難は、宗像郡の船員たちではなく、滓屋郡志賀島の荒雄周辺の船人達に違いない。数名は大浦の地の海人ということにならう。それが第四首の「不^{さぶし}楽も有^あるか」(16・三八六三)という歌としてあると読む。またそのことが、第一首から第六首までの「荒雄ら」という表現としてあるのに違いない。結びの第十首は、そうした中で船頭の荒雄一人に焦点化された表現としてある歌であらう。このように考えて、松岡静雄氏や渡瀬昌忠氏の指摘を肯うものである。

右のように考えると、故荒雄宅においては、単なる事情聴取ではなく(そうした事は既に済まされており)、遭難した全員の家族たち(妻子等)が呼び集められた場ということになるのであらう。その場は、単なる国司巡行の寸景ではなくて、儀式的色彩を帯びた場としてあつたものと考えられる。八年前の遭難事件は、行政上、大宰府所管事項に属して、何とも救済のしようが無かつた。そこで妻子達の気持ちになつて歌を作ることで慰めるより他に術が無かつたと言えよう。かくして、憶良は事前に十首の歌を用意して、その場に臨んだものと想定されるのである。

当時の人々は、一般に文字を読むことが出来ない。当の妻子達も憶良の歌を読むことが出来なかつたはずである。随伴した官人(下僚某)が国守憶良の歌をその場で読みあげ、その歌について一首一首の解説をしたものと考えられる。¹⁸⁾遺族達にとっては長年の悔しい思いが一度に晴れたに違いない。大宰府所管事項であり筑前国は無関係であると言つても、多少の補償をした可能性はあろう。

志賀島の大浦近くの地において、遺族達(妻子等)と国守憶良と随伴下僚の三者の心情は一体化したと言つことが出来るよう。

五 おわりに―述志―

事に携わり、経緯を熟知していた筑前国の下僚は、十首の歌を手控えたに違いない。国府に戻つた後に、事の顛末(Ⅰ～Ⅲ)をこの下僚は左注として記し、憶良に言上したのであろう。山上憶良作品において、作品の由来を語る時に、左注を採るか、序を採るかという、簡単な作品作成上のメモ的な左注事例は別として、縁起由来を語る際には序形式が常態としてある。即ち、作品作成上のメモ的な左注事例として、「貧窮問答歌」の「山上憶良頓首謹上」(5・八九二～八九三、左注)、「好去好来歌」における「天平五年三月一日良宅對面獻三日、山上憶良。謹上大唐大使卿記室」(5・八九四～八九六、左注)、「老身重病経年辛苦及思兒等歌」の「天平五年六月丙申朔三日戊戌作」(5・八九七～九〇三、左注)等や「七夕歌」における左注(8・一五一八～一五二六の左注)といった注記メモの類は、まだ他にも存在するが、作品の由来や縁起を記す場合には、「題詞・序・倭歌作品」という序形式で作品を展開するのが憶良作品の常態である。そういう作品形態上から見ると、この「志賀白水郎歌」における由来顛末を語る縁起文において、左注形式を採るのは異例であり、憶良の下僚の手になるものであろうと想定できる。²⁰⁾その左注に全面的に朱を加えたか、或いは原姿の

ままであるのかは詳らかでないが、少なくとも憶良はⅣの「因、斯妻子等、不勝頓慕、裁作此歌。」の十三文字を加筆したと理解される。憶良は、十首の歌を「日本挽歌」（5・七九四く七九九）同様に、「妻子等」の立場になって代作したものであり、「憶良の作品」として詠作したものでは決して無かった。それがⅣの一行十三字に端的に表わされている。こういう次第で、下僚某は、Ⅴの「或云、筑前國守山上憶良臣、悲感妻子之傷、述志而作此歌。」の二十三字を加筆したとみられる。この「或云」の中に、「述志」の語が見られる。この「述志」は山上憶良作品を見る上でのキーワードとなつている。京都女子大学名誉教授であった故清水克彦氏が、早くに「山上憶良—歌人論として—」の「五 入唐の意味（一）—述志文学の撮取—」の中で、

中国においては、「詩」は「志」であり、自己の志を詩賦に託して上官に開陳する事こそ、官吏のもつとも重要な任務であつた。憶良がその作品において、民衆や自己の人間の苦悩を思想化しようと努力し、このような作品を上官に謹上したのは、中国官吏の、述志文学に学んでの事だったのである。（初發論一四三頁、所収書二二三頁）

と指摘する。憶良作品に出る「述志」は「敬和為熊凝述其志歌六首并序」（5・八八六く八九一、題詞）である。⁽²²⁾ 同作品には「筑前國守山上憶良」の署名がある。清水克彦氏は当「志賀の白水郎歌」と併せて、「苦悩する人々の心を、みずから求めて代作」したとすると共に、「貧窮問答歌」（5・八九二く八九三）について述志の文学として定位する。

また村山出氏は、⁽²³⁾ ほぼ同時期に（やや遅れて）、別箇に「言志」の語で位置付け、当該作品については、その悲嘆が知られることなく終つてしまうような下層の庶民の心に共感して、そこに洞察した彼らの志を表現化したところに憶良の詩の心を見ることができるのは重要であろう。（所収書二九七頁）

と言及する。

憶良に心酔していた下僚某は、憶良における「述志」の意義を熟知していて、Ⅴ「或云」の中にこの「述志」の語

を織り込んだものと理解できる。なお「貧窮問答歌」は、憶良帰京後の作品と推定されるので、筑前国の下僚が知る
ところでは無かつたに違いない。

当作品が巻第十六に収載されるまでの、その後の経路は推定する以外に無い。筑前国司として山上憶良の下に誰が
居たかは幸い「梅花歌卅二首并序」(5・八一五〜八四六)に記録がある。天平二年(七三〇)正月十三日の梅花宴は大宰
府挙げての盛事で、治下各国の官僚が参加する。しかしながら、第四等官人の「目」のみ参加という国や不参加の国
がある中で、筑前国は大宰府所在国というよりも官庁の建物が近接してあり、四等官全員が参加し、その名が録され
ている。「筑前介佐氏子首」(5・八三〇)、「筑前拯門氏石足」(5・八四五)、「筑前目田氏真上」(5・八三九)がそれであ
る。それぞれ、佐伯直子首、門部連石足、田邊史真上であると井村哲夫氏⁽²⁴⁾が考定する。と共に、井村哲夫氏は史生の
「白鳥某」を指摘する。当歌群に関わった下僚が筑前国の介拯目の内の一人であれば、歌稿は帰任時に都へもたらされ
たことであろう。史生(書記官)などの現地スタッフの場合には、都からの赴任官人に託された可能性がある。

土屋文明氏『萬葉集私注』は「草案を憶良が人に示したなどの理由によつて、かく保存されたものであらう」とす
るが、V「或云」中の尊称を指摘したのは同氏である。自身への尊称明記がある草案の提示は考え難い。

林田正男氏⁽²⁵⁾は、『萬葉集』巻第十六収載に関し大伴坂上郎女を推考し、当「志賀白水郎歌十首」とその左注の蒐集者
として大伴百代を想定する。伊藤博氏『萬葉集釈注』は、

当面の一〇首が憶良から離れて筑紫に残り、誰かの手によつて筑紫国の謡い物の一つとして一括されていたので
あり、その一括されていたものが巻十六増補者の手に入ったという道筋を、無理なく推測させる。(五六二頁)

とする。伊藤博氏はこの歌群十首を「妻子を中心とする志賀の白水郎たちのあいだで誦詠された歌」と見ており、右
はその観点からの推考である。

『萬葉集』卷第十六への収載過程は否として知ることが出来ず、推測する以外には無い。

私は、憶良に心酔した下僚の姿をV「或云」中の「先名後姓」の敬称に見ると共に、このVの中の「述志」の語にその心酔の程を窺い見るのである。上司としての憶良にほれ込み私淑した下僚故に、この憶良作品は『萬葉集』卷第十六に掲載される糸口が作られ、その後の経緯詳細は不明ながら、この憶良作品を今私どもは見る事が出来るという⁽²⁶⁾ことを提示して、拙い推考の結びとする。

注

(1) 廣岡義隆「志賀白水郎の歌十首」(森淳司氏編『万葉集研究入門ハンドブック』雄山閣、一九八八年二月)。この中で、諸説を整理して示している。

(2) I〜IVの中、そのIIは「会話部」と位置付けて良く、会話が主体となつて展開する。廣岡は会話文体の三種について、双括式・頭括式・尾括式と名付けている(『萬葉における会話手法―双括式・頭括式・尾括式―』論集『古代文学の創造と継承』所収、新典社、二〇一一年一月)。双括式は語りに由来する倭文体であり、尾括式も倭文体の一種である。一方、頭括式は漢文に依拠する文体としてある。当該左注は漢文として執筆されており、勿論、頭括式である。その訓読においても本来は頭括式で示すべきものと思う。しかしながら、訓読は倭文体への置換としての側面があり、ここでは便宜上、双括式で訓読することを断つておく。

(3) 渡瀬昌忠氏「山上憶良―志賀白水郎歌の周辺」(古代文学学会編『万葉の歌人たち』武威野書院、一九七四年一月)。同氏『山上憶良 志賀白水郎歌群論』(翰林書房、一九九四年五月)、所収。

(4) 林田正男氏「筑前国志賀白水郎歌序説 制作年次考」(『文学・語学』第五五号、一九七〇年三月)。同氏『万葉集筑紫歌の論』

(4) 桜楓社、一九八三年一月、所収。

(5) ただし、林田正男氏は注4の論において、「年の八歳」（歳の八年）の例を示し（11・二八三二、13・三三〇七、13・三三〇九）、多年の意で実数を意味せず実数は六年であるとし、十首の作歌年次を六年後の天平二年（七三〇）とする。ここの「八」の語の理解は、諸論の中で、双方の理解が存在する。

(6) 六年一回の輪番による国別担当という推考については、井村哲夫氏も肯定するが（同氏「赤ら小船 志賀白水郎歌私注」論集『万葉の発想』桜楓社、一九七七年五月。同氏「赤ら小船 万葉作家作品論」所収、和泉書院、一九八六年一〇月、この六年一回の輪番による国別担当は『延喜式』に基づいての推論であり、訳注日本史料『延喜式・中』（集英社、二〇〇七年六月）の補注（一四七一〜一四七二頁）を勘案すると『万葉集』の代にこれを及ぼして良いものかどうかという不安がよぎる。こうした危惧があることを付言しておく。

(7) 三八六番歌で「也良乃埼守」と、博多湾内の「残島」（このしま）北端の也良の埼が詠まれることについて、犬養孝氏は「志賀島は玄界灘の側は荒いので、船は湾内の側に帰る。しかし、それは潮流の関係から（今日も）、荒崎（也良埼）に近よりつつ迂回して海の中道の方によつて、志賀島に着く」（『筑前國志賀白水郎歌』論『国語と国文学』第二九卷第一〜二号、一九五二年一〜二月。同氏『萬葉の風土』所収。塙書房、一九五六年七月、九〇頁）と解説する。これが往時の船の進め方であった。

(8) 『肥前國風土記』（松浦郡「値嘉郷」一条）には、「西有泊船之停二處（一處名曰相子田停、應泊并餘船。一處名曰川原浦、泊一十餘船）。遣唐之使、從此停發、到美祢良久之埼（即川原浦之西埼是也）、從此發船、指西度之。」（猪熊本）とある。

(9) 犬養孝氏は「対馬を射してゆく場合、黒潮から別れて五島を通る対馬海流を巧みに利用すれば、海流に乗って案外らくに行けたのにもよるのであろう」（『山上憶良 一——筑前・志賀島』『万葉の歌びとと風土』中央公論社、一九八八年二月、一六八頁）とする。

(10) 防人歌・東歌共に、下記参照。廣岡義隆「防人歌の形成」（『三重大学日本語学文学』第一三号、二〇〇二年六月）。同「東歌の

- 形成」(『三重大学日本語学文学』第一四号、二〇〇三年六月)。廣岡義隆『上代言語動態論』(塙書房、二〇〇五年一月) 第二篇第三章・第四章、所収。
- (11) 土屋文明氏『旅人と憶良』(創元社、一九四二年五月)。「熊凝の歌と志賀白水郎の歌」二二八〜九頁。
- (12) 大伴家持の手になるとする解については、早くに川口常孝氏に発言がある。川口常孝氏には序と左注についての指摘があり(これについては注19で言及)、その指摘の後に左注の記者を大伴家持とする。稲岡耕二氏は川口常孝氏の序・左注論を肯定するものではないが、「或云」以下は「家持の筆」と推定する(初発論)。川口常孝氏「憶良の長歌と連作―その民衆性について―」(『萬葉作家の世界』さるびあ出版、一九六六年六月)。稲岡耕二氏「筑前国志賀白水郎歌十首に就いて」(『萬葉』第八〇号、一九七二年九月)。ただし、稲岡耕二氏論の所収書『万葉集の作品と方法』(岩波書店、一九八五年二月)では、「或云」以下は家持の筆であろう」が削られている。
- (13) 中西進氏編『山上憶良 人と作品』(桜楓社、一九九一年六月)。「口訳付山上憶良全歌集」は真下厚氏と二人で担当し、廣岡は後半部を担当。「全歌集」の扉に分担箇所明記。口訳の該当箇所は三二九頁。
- (14) 高木市之助氏は大伴旅人の作への山上憶良の反撥意識をここに感知するが、今はこれに触れない(「筑前国志賀白水郎歌十首」美夫君志會編『萬葉集新説』中部日本新聞社、一九五一年一月。同氏『古文藝の論』所収、岩波書店、一九五二年五月)。
- (15) 当稿脱稿後に偶々気付いた批評であるが、龜井勝一郎氏に「憶良にはどこか氣むづかしく」云々という言及がある(『古代智識階級の形成―日本人の精神史研究―』文藝春秋、一九六〇年七月、一八七頁)。
- (16) 松岡静雄氏『有由縁歌と防人歌(續萬葉集論究)』(瑞穂書院、一九三五年六月)、二四一頁。
- (17) 渡瀬昌忠氏「筑前国志賀白水郎の歌」(セミナー「万葉の歌人と作品」第五卷『大伴旅人・山上憶良(二)』和泉書院、二〇〇〇年九月)、二六八頁。これは、注3で引いた同氏の専論著『山上憶良 志賀白水郎歌群論』よりも後の考説である。渡瀬昌忠著作集第八卷『万葉集歌群構造論』(おうふう、二〇〇三年四月)所収、三九五頁。
- (18) 大久保正氏は山上憶良作品における内容と形式の分裂や内容的な醇化を欠きがちなことについて押さえつつ、「貧窮問答歌や筑

前国志賀白水郎歌などにおいてはそうした分裂もすくなく、内容と形式とが融化されており、その面から見てもこれらは憶良を代表する文芸作品であると言える」と指摘する（所収書九五頁）。「山上憶良―憶良における伝統と創造―」（『國文學』學燈社、第三卷第一号、一九五七年二月。同氏『万葉集の諸相』所収、明治書院、一九八〇年四月）。所収の際に論題を「山上憶良論」と改題。

(19) 川口常孝氏は、「志賀の白水郎の歌」の左注は左注という名の序文であるとの見、もとは序文としてあったものが「左注に改変をこうむるに至った」とし、その改変者は「家持以外にはない」と結論付ける。この所論を認めるものではないが、こうした説があることを確認しておく。川口常孝氏「憶良の長歌と連作―その民衆性について―」（注12所出論）。

(20) 主観的な言及ながら、中西進氏は「この漢文（廣岡註、志賀白水郎歌左注）から憶良の匂いを嗅ぎとることは、困難である」と発言する（『萬葉集研究』第一集、塙書房、一九七二年四月。同氏『山上憶良』所収、河出書房新社、一九七三年六月）。

(21) 清水克彦氏「山上憶良」（和歌文学講座5『万葉の歌人』桜楓社、一九六九年五月）。同氏『萬葉論集』（桜楓社、一九七五年七月）所収。『萬葉論集』で「歌人論として」の副題が付けられた。

(22) この題詞の読みについて確認しておきたい。「敬和」の「和」の下で中止するか、下の「歌」から返って読むかという問題がある。伝統的な読みは返読するが、武田祐吉氏『萬葉集全註釋』のように中止する訓みがある（窪田空穂氏『評釋』はこの『全註釋』による）。明確な『増訂全註釋』の読みで示すと、「敬みて和ふる、熊凝のためにその志を述ぶる歌六首」となる。井村哲夫氏『萬葉集全注・巻第五』は、底本西本願寺本の本文順序により「筑前国守山上憶良、敬和へて、熊凝の為に其の志を述ぶる歌六首」（今、ルビ訓の多くを省略）とする。山上憶良作（5・八八六〜八九一）の前に位置してある麻田陽春（大宰府の大典）による二首の短歌（5・八八四〜八八五）は「大伴君熊凝歌二首」として熊凝の立場で詠作しており、「述其志歌」は麻田陽春歌にも該当し、それに和えた憶良歌もまたその序から「述其志歌」になるわけであり、どちらで読んでも大きく変わるものではないが、「述志」に関わって若干気になるので言及しておく。

(23) 村山出氏「山上憶良―言志の歌人登場の意味―」（日本文学協会『日本文学』第一八卷第九号、一九六九年九月）。同氏『山上

憶良の研究』(桜楓社、一九七六年一〇月)所収。

(24) 井村哲夫氏「筑前守憶良の同僚・下僚」『萬葉』第五二号、一九六四年七月。同氏『憶良と虫麻呂』(桜楓社、一九七三年四月)所収。

(25) 林田正男氏「筑前志賀白水郎歌拾遺―卷十六追補に関連して―」『日本文学』第三卷第二号、一九七三年二月。同氏『万葉集筑紫歌の論』(桜楓社、一九八三年一月)、所収。

(26) 当稿で指摘した内容の概要については、かつて短歌誌『金雀枝』^{えんしげ}に千字余の小文を書いたことがある。「憶良の私淑者」(『金雀枝』第九〇巻第七号、金雀枝短歌社、二〇一六年七月)。連載「千華万葉」第二二〇回。

(三重大学名誉教授)